



第2章

みどりの現状と課題

第2章 みどりの現状と課題

2-1 東松山市を取りまく環境

(1) 東松山市の位置

本市は、埼玉県中央部に位置し、みどり豊かな丘陵地と平野部の間を大小の河川が流れ、変化に富んだ地形条件の中で、豊かな自然が育まれ、環境と調和を図りながら市街地が形成されてきました。

本市は、面積 6,533ha の都市で、北は熊谷市、北西は滑川町、東は吉見町、西は嵐山町、南は坂戸市、南東は川島町、南西は鳩山町に隣接しています。

(注) 国土地理院公表の行政区域の面積は、平成 27 年 3 月 6 日付けで 6,535ha に変更されています。

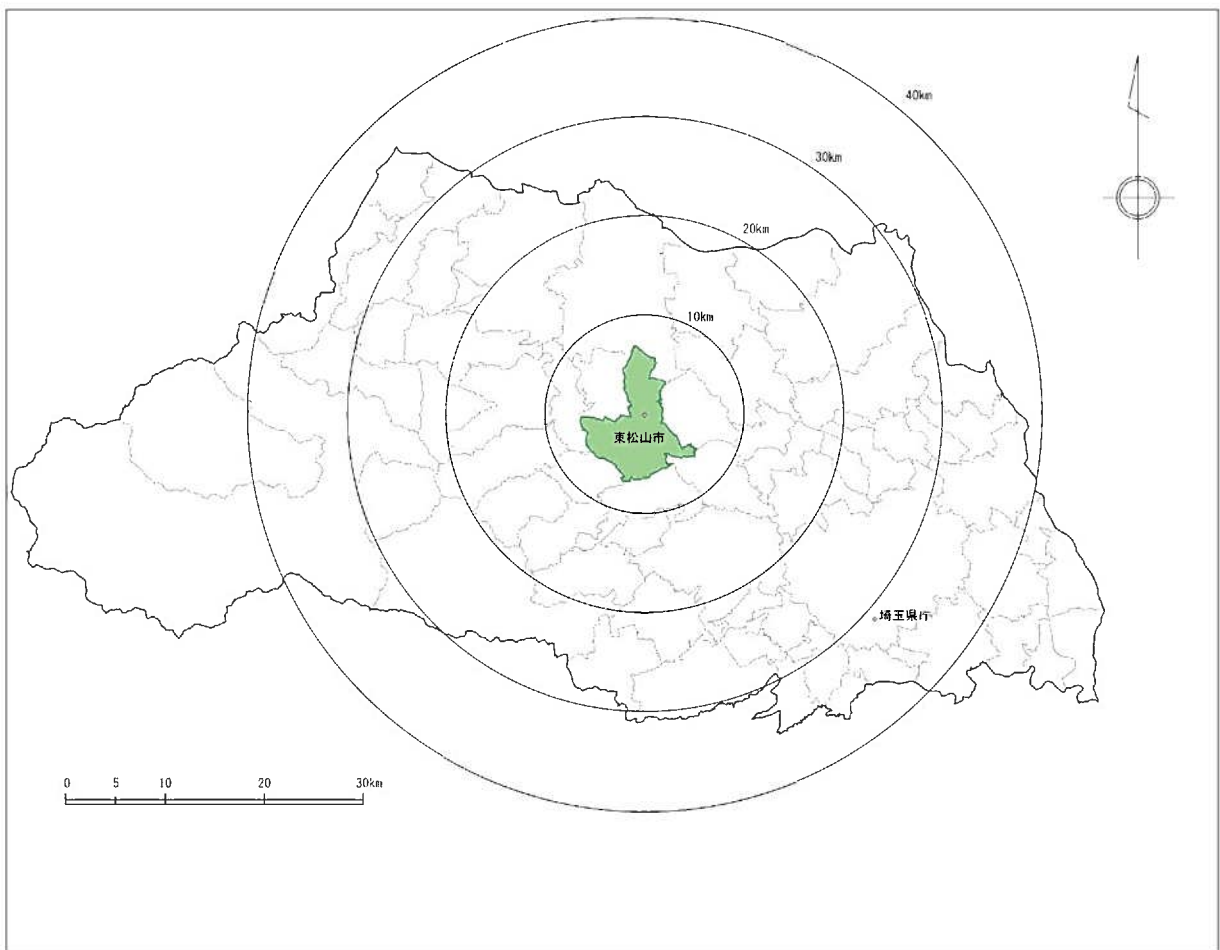


図 2 - 1 位置図

(2) 社会的条件調査

みどりの基本計画の策定にあたり、本市を形成する社会環境の現状について調査・取りまとめを行います。

1) 人口・世帯数調査

①人口の総数及び増加数

本市においては、昭和 60 年以降首都圏の拡大に伴う大規模な宅地開発などにより急激な人口増加の傾向がみられましたが、近年では、緩やかな減少傾向にあります。平成 27 年の国勢調査によると総人口は 91,437 人となり、平成 12 年から平成 22 年調査まで減少していましたが、土地区画整理事業による効果等で平成 27 年の調査時には微増となっています。

②人口の分布

平成 27 年国勢調査によると、人口集中地区※人口は 44,162 人で、本市人口の 48.3% となっており、約 5 割の市民は人口集中地区に居住しています。

③世帯数

平成 27 年国勢調査における本市の世帯数は 37,224 世帯となっており、昭和 40 年以降増加傾向が続いています。

④行政区別人口推移

令和 2 年（4 月 1 日現在）の住民基本台帳※人口と外国人登録人口を合わせた人口で松山地区で 39,932 人、平野地区で 9,232 人、大岡地区で 3,386 人、唐子地区で 9,220 人、高坂地区で 13,881 人、高坂丘陵地区で 4,695 人、野本地区で 9,815 人となっています。

行政区別の人口推移は、平成 7 年以降高坂地区で増加、松山・唐子地区で横ばい、野本・平野・大岡・高坂丘陵地区で減少傾向となっています。

表 2 - 1 東松山市人口、人口集中地区人口、世帯数の推移

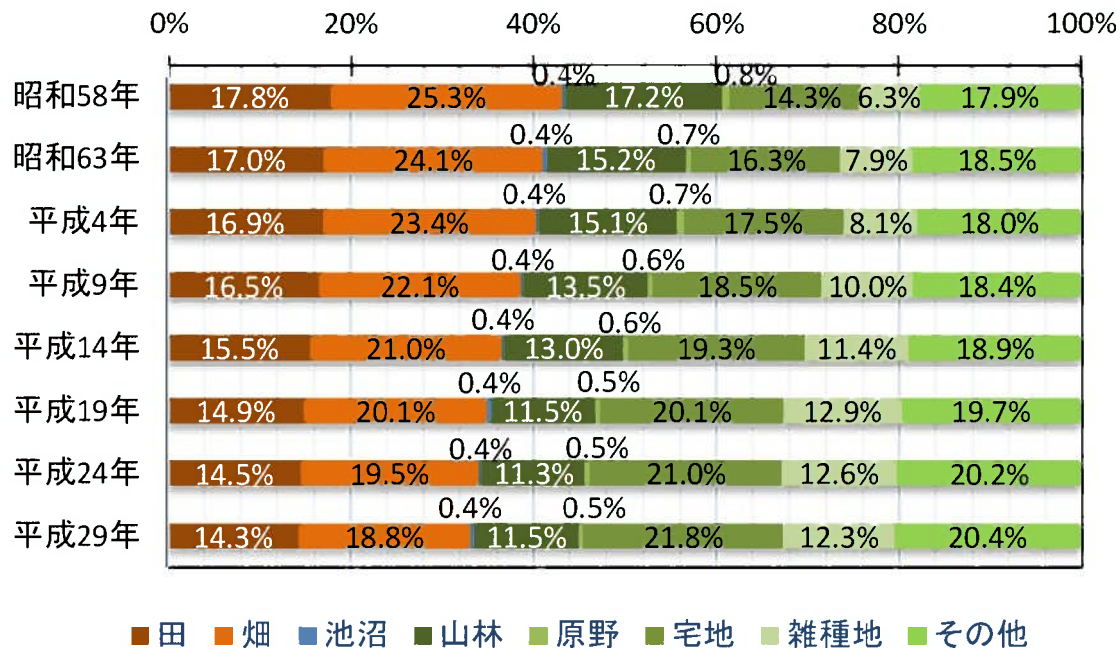
		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口 (人)		84,394	93,342	92,929	91,302	90,099	91,437
人口集中地区	人口 (人)	34,991	43,957	49,436	49,055	48,418	44,162
	割合 (%)	41.5	47.1	53.2	53.7	53.7	48.3
世帯数 (世帯)		26,982	31,276	32,743	33,675	34,945	37,224

資料：国勢調査

2) 土地利用調査

①土地利用現況

本市の土地利用の状況を見ると、平成29年における現況では、宅地が21.8%と最も多く占めています。次いで畑が18.8%を占めており、田と合わせると33.1%を農地が占めていることとなります。また山林は、平成29年では昭和58年の67%程度と減少しています。



資料：課税課より

※地目*ごとに四捨五入しているため、総数に一致しない場合あり

図2-2 土地利用の推移

②用途地域*など

本市の行政区域面積 6,533 ha が都市計画区域（名称：東松山都市計画区域）に指定されています。

なお、東松山都市計画区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町による、複合都市計画区域で面積は 16,352 ha となっています。

市街化区域*面積は 1,113ha であり、市域の 17.0%を占めていて、市街化区域は松山地区と平野地区、唐子地区、高坂地区、高坂丘陵地区の5箇所に分かれています。

指定用途地域は住居系用途地域が 838ha で市街化区域の 75.3%を占めていて、商業系用途地域は近隣商業地域及び商業地域を合わせて 74ha 指定されているほか、工業系用途地域は 121ha で、工業系用途地域が市街化区域に占める割合は 10.9%となっています。

※地目（P78）※用途地域（P80）※市街化区域（P75）

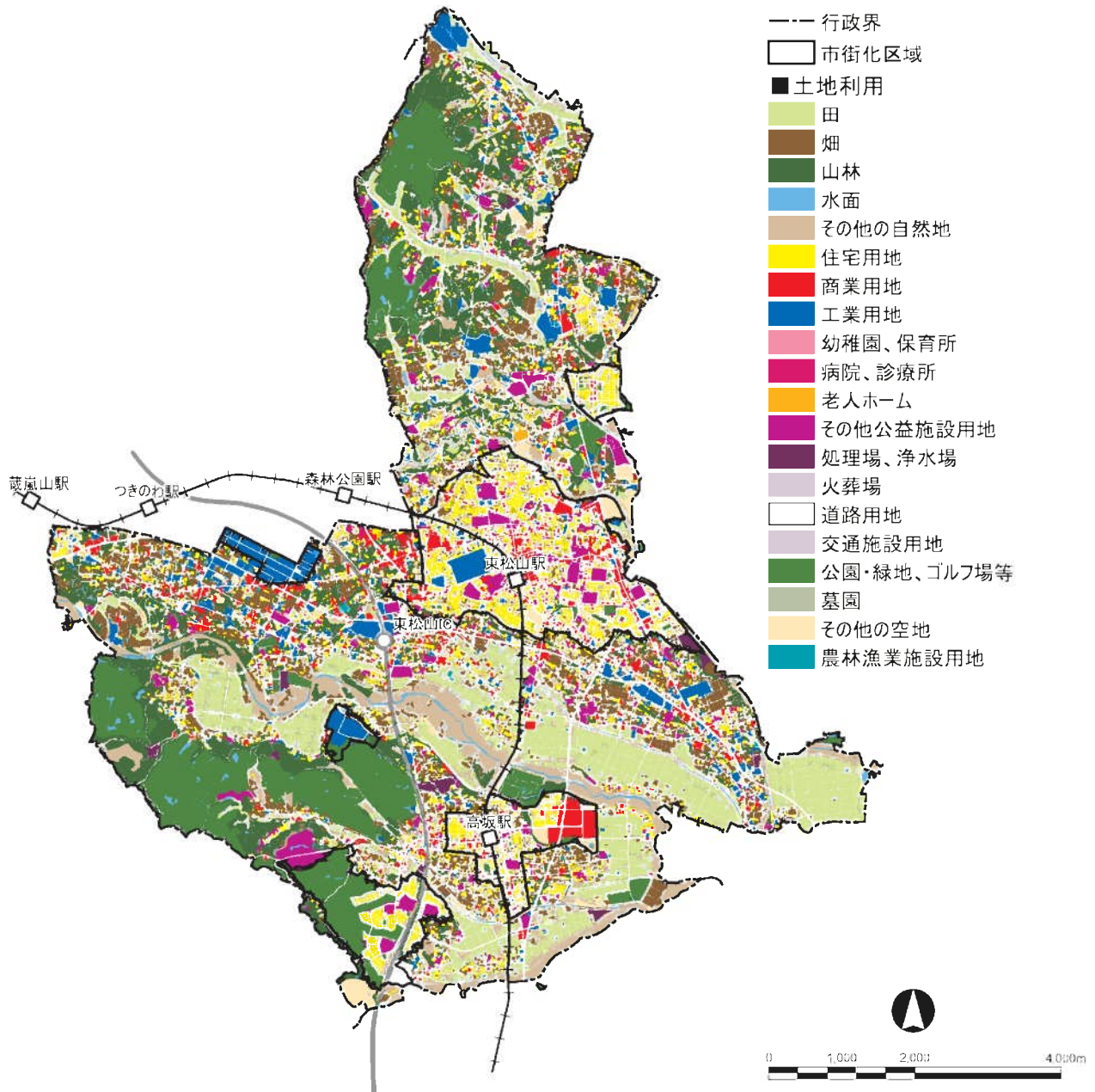


図2-3 土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査※（基準年：平成27年）

(3) 自然的条件調査

みどりの基本計画の策定にあたり、本市を形成する自然環境の現状について調査・取りまとめを行います。

1) 動植物相調査

本市には、稀少種としてオオタカやオオムラサキなどが生息し、また、河川や水田を中心に水生生物やカワセミなど水辺を好む動植物が生息し、生物の多様性（種の多様性）が保たれています。

また、本市には、稀少種の一つであるホタルの自生地が 12 箇所あり、ゲンジボタルとヘイケボタルの生息が確認されています。上唐子をはじめとするホタルの里では、地域でホタルの生息環境を守る取り組みなどが積極的に行われております。



オオタカ

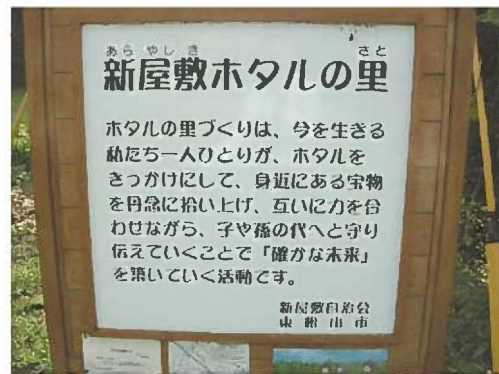
写真：埼玉県生態系保護協会川越・坂戸・鶴ヶ島支部長 笠原啓一氏より提供



ホタル（ヘイケボタル）



上唐子ホタルの里



新屋敷ホタルの里



保全作業風景（上唐子）



保全作業風景（新屋敷）

2) 里山[※]について

埼玉県による里山再生事業が平成 22 年度に神戸地区、松山地区、及び上唐子ホタルの里、新屋敷ホタルの里の4地区で、平成 23 年度に神戸地区、野田地区の2地区で実施されました。



里山の散策路

3) 水系調査

市内を流れる河川は、一級河川[※]として越辺川、都幾川、市野川、滑川、和田吉野川、九頭龍川、角川、九十九川、和田川、新江川の10河川があり、準用河川[※]は新福川、月中川、柳沢川、毛塚川、新江川の5河川があります。

一級河川のうち和田吉野川をはじめとする3河川、準用河川では新江川（改修中）を除く4河川で河川改修が完了しています。



都幾川の水辺地

4) 名木

名木には、公募により集まった樹木のうち、きらめき市民大学環境学部樹木グループや文化財保護委員などで構成された名木選定委員会（市観光協会）が平成 19 年度から 20 年度にかけて選定した樹木と、県・市の指定文化財（天然記念物）に認定されている樹木があります。



宮鼻八幡神社の大ケヤキ

※里山（P75）※一級河川（P74）※準用河川（P76）



図 2 - 4 ホタルの自生地、里山再生事業実施地区、及び主な河川の位置

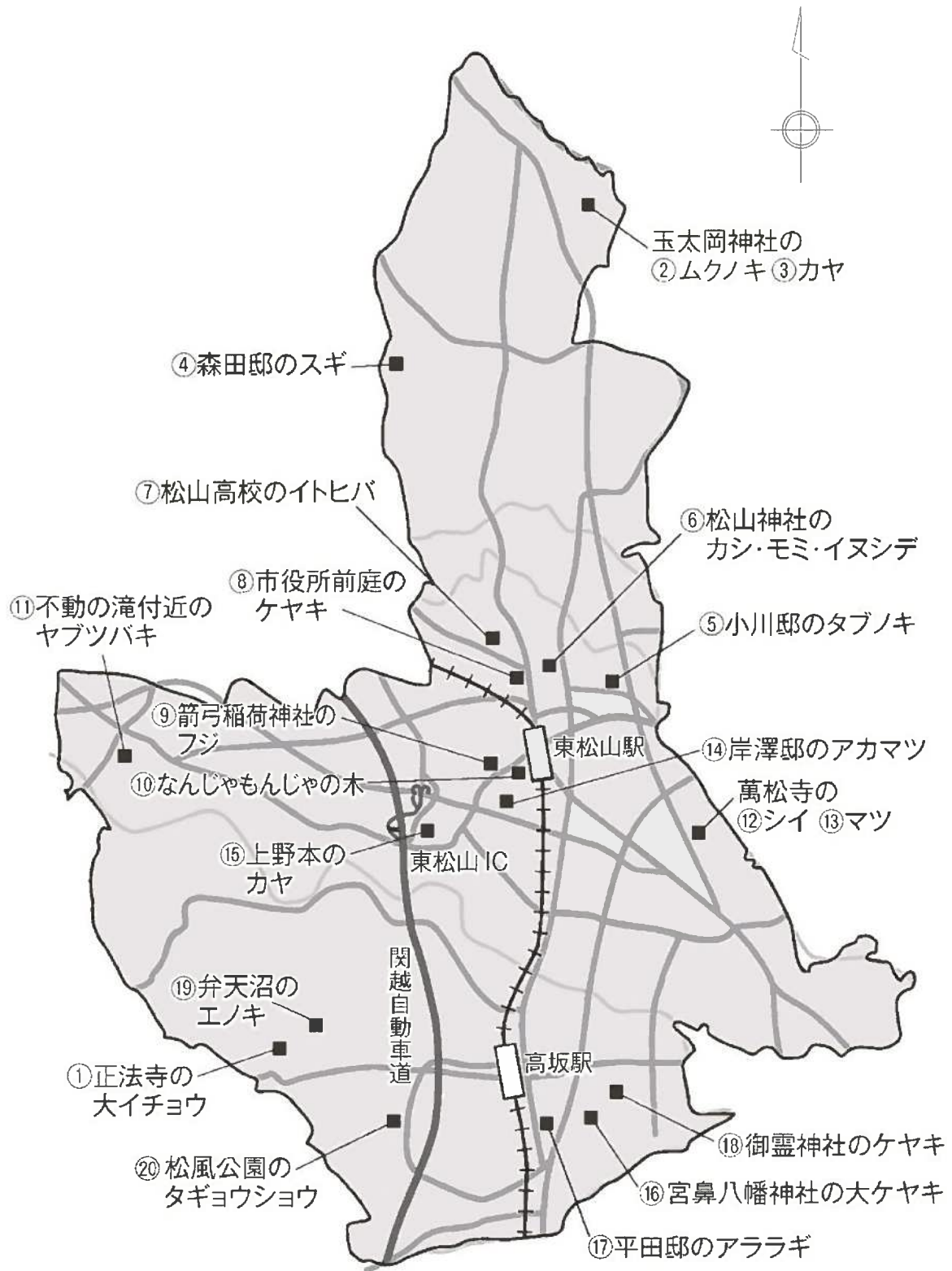


図2-5 名木位置図

出典：広報ひがしまつやま（2010 3月号）掲載図を一部修正



2-2 みどりの現況調査

(1) 緑地現況調査

本市のみどりを形成する緑地の現状について調査・取りまとめを行います。

1) 施設緑地

① 都市公園の現況

本市の都市公園としては、街区公園*13箇所、近隣公園*5箇所、地区公園*2箇所、総合公園*1箇所、運動公園*1箇所、広域公園*1箇所、都市緑地*としては、6箇所です。都市計画決定されています。未決定の都市公園・緑地を含め全体で126箇所、開設面積は172.70haであり、市域の2.6%を占めています。



東松山ばたん園（都市緑地）

表2-2 都市公園（決定・未決定）箇所数・面積

区分	都市計画決定		都市計画未決定		計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
街区公園	13箇所	3.51	73箇所	10.44	86箇所	13.95
近隣公園	5箇所	10.21	3箇所	2.98	8箇所	13.19
地区公園	2箇所	6.37	—	—	2箇所	6.37
総合公園	1箇所	8.98	—	—	1箇所	8.98
運動公園	1箇所	17.26	—	—	1箇所	17.26
広域公園	1箇所	46.10	—	—	1箇所	46.10
都市緑地	6箇所	13.44	21箇所	53.41	27箇所	66.85
計	29箇所	105.87	97箇所	66.83	126箇所	172.70

表2-3 緑地現況量（都市公園）

区分	市街化区域		市街化調整区域		計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市公園	97箇所	101.83	29箇所	70.87	126箇所	172.70

●一人当たりの都市公園面積 19.02㎡（埼玉県内40市中、第4位）

●一人当たりの住区基幹公園*面積 3.67㎡

平成30年度埼玉県都市公園調書より

*街区公園（P74）*近隣公園（P75）*地区公園（P78）*総合公園（P77）*運動公園（P74）*広域公園（P75）*都市緑地（P78）*住区基幹公園（P76）

②都市公園以外の施設緑地現況

都市公園以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地で遊び場など公園の形態をした緑地などは18箇所、子供広場は29箇所あります。また、屋外運動施設として、グラウンド3箇所、多目的広場1箇所、庭球場1箇所が設置されているほか、市内の小中学校の運動場が市民に開放されています。

また、東松山市農林公園や市民農園*があり、農地の活用が図られています。

民間施設緑地としては、社寺境内地、ゴルフ場などがあげられます。社寺境内地は歴史的・伝統的な文化に触れることができる身近な地域住民の憩いの場となっています。

表2-4 緑地現況量（都市公園以外の施設緑地）

区分	市街化区域		市街化調整区域		計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
公共施設緑地	31 箇所	14.89	41 箇所	42.84	72 箇所	57.73
民間施設緑地	16 箇所	15.44	76 箇所	554.76	92 箇所	570.20



都幾川リバーサイドパーク



市民農園（松山地区）

2) 地域制緑地など

①法によるもの

本市において、都市計画法以外に緑地の整備・保全に関連する法制度に基づき定められた区域として、生産緑地地区*、農業振興地域農用地区域（以下、「農用地区域」と略す）、河川区域*、自然公園、文化財保護法に基づく文化財、及び条例などに基づく文化財があげられます。

生産緑地地区として市街化区域の農地32箇所が指定されています。市街化調整区域は主に農用地区域として優良な農地が保全されています。河川区域としては10本の一級河川と5本の準用河川があります。大谷瓦窯跡は、国指定の文化財になっています。

*市民農園（P76）*生産緑地地区（P77）*河川区域（P74）

②条例などによるもの

条例などによるものとしては、正法寺六面幢（県指定）や將軍塚古墳（県指定）、比丘尼山と横穴墓群（市指定）などの県及び市指定の文化財がありますが、面積は指定されていないため、計上していません。



生産緑地地区（沢口町）



農用地区域（唐子地区）

3) 緑地現況量

以上の結果にその他の緑地（農用地区域以外の市街化調整区域内の農地並びに山林）を合わせ、緑地現況量として表2-5、緑地現況図として図2-6に示します。

表2-5 緑地現況量（施設緑地、地域制緑地など、その他の緑地） 単位：ha

区分		市街化区域 (1)	市街化調整 区域(2)	都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
施設 緑地	都市公園	101.83	70.87	172.70	
	公共施設緑地	14.89	42.84	57.73	
	民間施設緑地	15.44	554.76	570.20	
	施設緑地合計	132.16	668.47	800.63	
地域 制 緑 地 な ど	法に よ る もの	生産緑地地区	3.89	—	3.89
		農用地区域	—	1,470.80 ¹⁾	1,470.80 ¹⁾
		河川区域	—	498.71	498.71
		自然公園	302.20	1,491.97	1,794.17
	条例などによるもの	—	—	—	
地域制緑地合計（のべ面積）		306.09	3,461.48	3,767.57	
その 他 の 緑 地	農用地区域以外の市街 化調整区域内の農地	—	237.23 ²⁾	237.23 ²⁾	
	山林	14.59 ²⁾	665.48 ²⁾	680.07 ²⁾	

1)令和元年12月31日時点面積、2)都市計画基礎調査（平成27年）

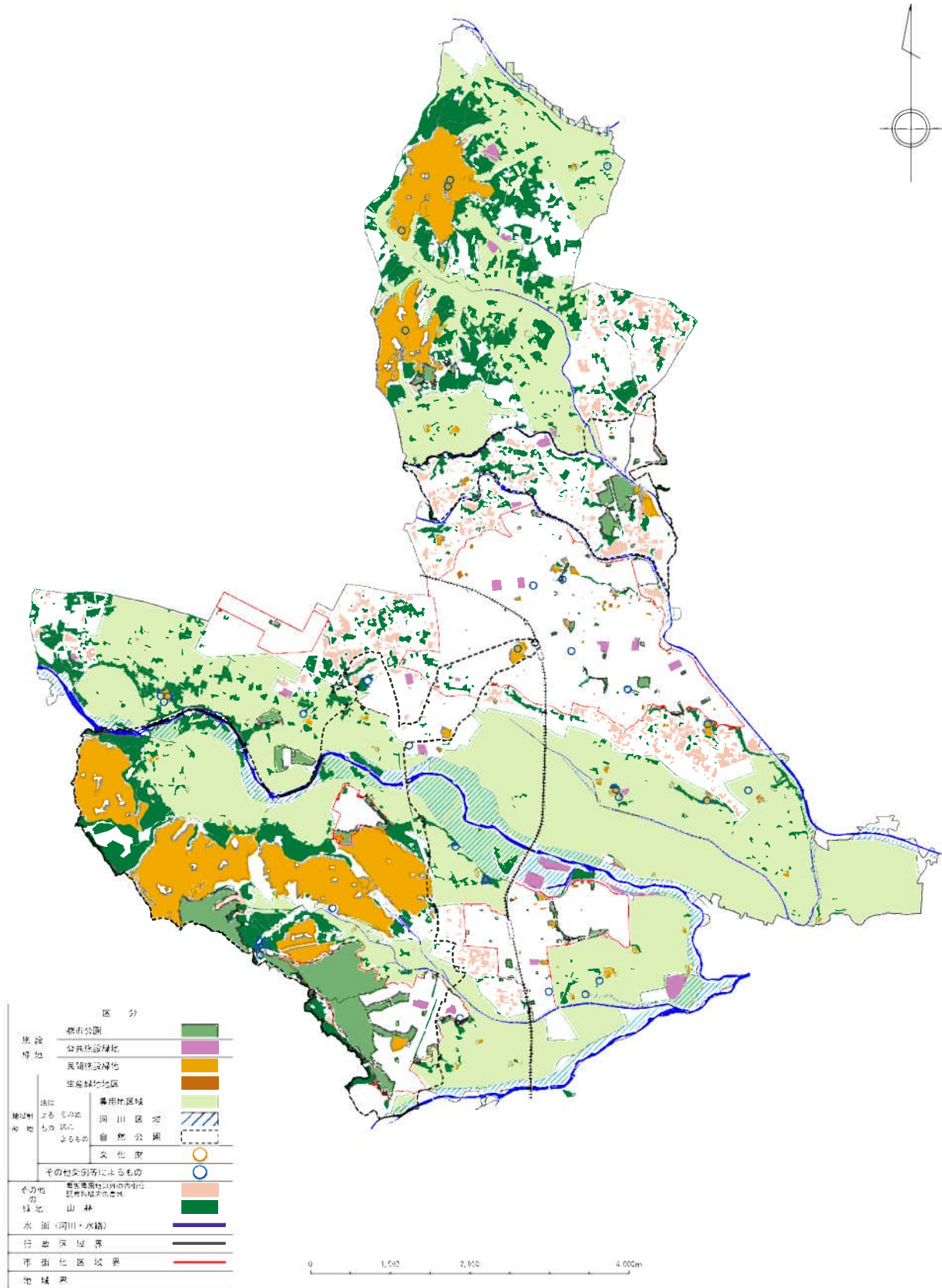


図2-6 緑地現況図

(2) 緑化状況調査

本市の施策のうち緑化への取り組み状況について調査・取りまとめを行います。

1) 公共公益施設の緑化状況

① 道路など緑化状況

国道 254 号バイパス及び 407 号バイパスの広域幹線道路や都市計画道路駅前東通線及び高坂駅西通線などの歩道幅員が広い幹線道路を中心に中低木の植栽が行われています。

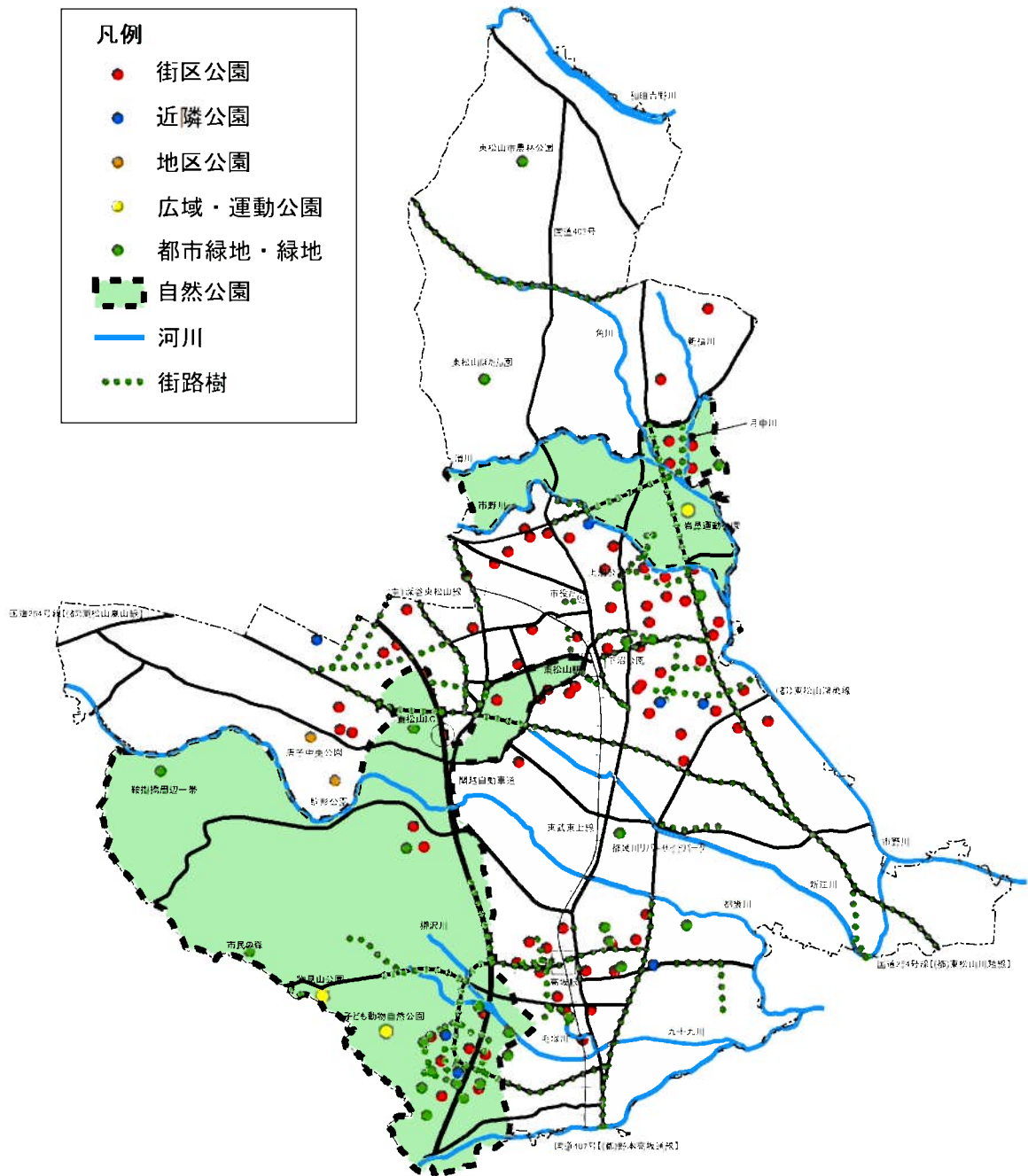


図 2 - 7 道路など緑化状況

出典：東松山市都市計画マスタープラン（平成 30 年）を一部修正

②公共公益施設の緑化状況

東松山市役所や各市民活動センターなどでは、花いっぱい運動の推進と併せて施設内緑化が進められています。

2) 民有地の緑化状況

民有地の緑化として、箭弓稲荷神社や正法寺など歴史的資源とともに守られてきた社寺林があります。また、野本地区や大岡地区など特に田園が広がる集落地区では、屋敷林*が見られます。

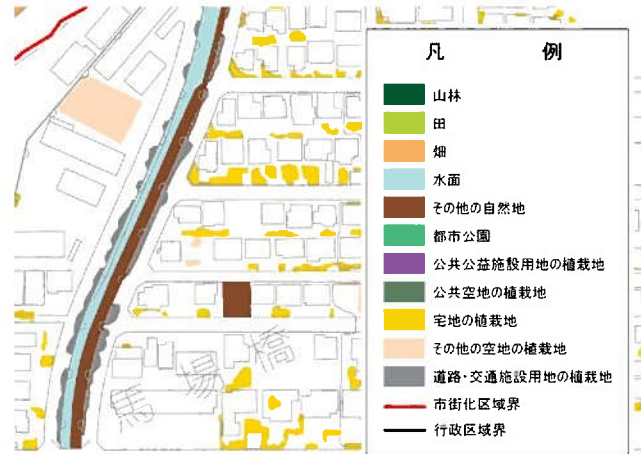
あずま町をはじめ、土地区画整理事業*を実施した地区では、地区計画*が定められており、住宅地などの積極的な緑化が図られています。



あずま町

3) 緑被率

緑被面積（みどりに被われている面積）に関しては、自然的土地利用の実面積と都市的土地利用の都市公園の実面積と都市公園以外の植栽部分の面積の合計と定義しました。その結果、市全域の土地利用全体の緑被率は56.39%となりました。都市的土地利用の都市公園以外の植栽部分の面積に関しては、GIS*からみどりによる被覆部分を実測しました。



GISによる緑被箇所の計測のイメージ

表2-6 緑被率（計画策定時）

区分	市街化区域			市街化調整区域			市全域				
	実面積 ¹⁾ (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	実面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	実面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)		
自然的土地利用	農地	田	0.40	0.40	100.00	867.31	867.31	100.00	867.71	867.71	100.00
		畑	50.82	50.82	100.00	850.35	850.35	100.00	901.17	901.17	100.00
	山林	19.57	19.57	100.00	675.85	675.85	100.00	695.42	695.42	100.00	
	水面	5.10	5.10	100.00	109.02	109.02	100.00	114.12	114.12	100.00	
	その他自然地	12.67	12.67	100.00	596.27	596.27	100.00	608.94	608.94	100.00	
自然的土地利用 計	88.56	88.56	100.00	3098.80	3098.80	100.00	3187.36	3187.36	100.00		
都市的土地利用	都市公園	89.42	89.42	100.00	70.69	70.69	100.00	160.11	160.11	100.00	
	公共公益施設の植栽地	74.35	11.27	15.16	147.03	22.29	15.16	221.38	33.56	15.16	
	公共空地の植栽地	32.73	7.21	22.03	555.01	122.27	22.03	587.74	129.48	22.03	
	宅地 ²⁾ の植栽地	546.02	50.80	9.30	936.10	87.06	9.30	1482.12	137.86	9.30	
	その他の空地の植栽地	95.64	7.59	7.94	138.92	11.03	7.94	234.56	18.62	7.94	
	道路・交通施設用地の植栽地	178.62	4.62	2.59	481.35	12.47	2.59	659.97	17.09	2.59	
都市的土地利用 計	1016.78	170.91	16.81	2329.10	325.81	13.99	3345.88	496.72	14.85		
合計	1105.34	259.47	23.47	5427.90	3424.61	63.09	6533.24	3684.08	56.39		

GIS上の実測値³⁾
 緑被率の算定値（緑被面積/実面積*100）
 市街化区域の緑被率
 市街化区域の緑被率に基づく緑被面積の推計値（実面積*緑被率/100）

- 1) 市街化区域内の実面積については、平成24年度の区域区分の変更を反映
- 2) 宅地=住宅用地+商業用地+工業用地
- 3) 都市計画基礎調査（基準年：平成22年）及びGISより算出した値より掲載

●一人当たり¹⁾のみどりの面積 409.34 m²

1)市の人口90,000人（平成23年度埼玉県都市公園調査掲載人口）より算出

※屋敷林（P80）※土地区画整理事業（P79）※地区計画（P77）※GIS（P80）

また、同様に中間年次で測定した緑被率（表 2-7）では、53.24%となっています。

表 2-7 緑被率（中間年次）

区分	市街化区域			市街化調整区域			市全域				
	実面積(ha)	緑被面積(ha)	緑被率(%)	実面積(ha)	緑被面積(ha)	緑被率(%)	実面積(ha)	緑被面積(ha)	緑被率(%)		
自然的土地利用	農地	田	0.14	0.14	100.00	857.91	857.91	100.00	858.05	858.05	100.00
		畑	27.82	27.82	100.00	822.16	822.16	100.00	849.98	849.98	100.00
	山林	14.59	14.59	100.00	665.48	665.48	100.00	680.07	680.07	100.00	
	水面	5.09	5.09	100.00	107.88	107.88	100.00	112.97	112.97	100.00	
	その他自然地	12.40	12.4	100.00	582.54	582.54	100.00	594.94	594.94	100.00	
	自然的土地利用 計	60.04	60.04	100.00	3035.97	3035.97	100.00	3096.01	3096.01	100.00	
都市的土地利用	都市公園	99.22	99.22	100.00	70.92	70.92	100.00	170.14	170.14	100.00	
	公共公益施設の植栽地	76.59	12.99	16.96	155.84	26.43	16.96	232.43	39.42	16.96	
	公共空地の植栽地	28.56	2.24	7.84	556.85	43.65	7.84	585.41	45.89	7.84	
	宅地の植栽地	579.91	37.03	6.39	952.19	60.8	6.39	1,532.10	97.83	6.39	
	その他の空地の植栽地	80.76	6.21	7.69	153.69	11.82	7.69	234.45	18.03	7.69	
	道路・交通施設用地の植栽地	187.92	3.34	1.78	487.22	8.67	1.78	675.14	12.01	1.78	
	農林漁業施設用地	0.00	0	0.00	9.32	0	0.00	9.32	0	0.00	
	都市的土地利用 計	1,052.96	161.03	15.29	2,386.03	222.29	9.32	3,438.99	383.32	11.15	
合計	1,113.00	221.07	19.86	5,422.00	3258.26	60.09	6,535.00	3479.33	53.24		

GIS上の実測値
 緑被率の算定値（緑被面積/実面積*100）
 市街化区域の緑被率
 市街化区域の緑被率に基づく緑被面積の推計値（実面積*緑被率/100）

●一人当たり¹⁾のみどりの面積 386.59 m²

1)市の人口90,000人（平成30年度埼玉県都市公園調書掲載人口）より算出

市街化区域の緑被面積に関する土地利用分類ごとの構成率をみると（図 2-8）、計画策定時の市街化区域では、自然的土地利用の緑被面積が34%と全体の約3分の1、都市的土地利用の緑被面積が66%と全体の約3分の2を占め、特に都市公園が34%と最も構成比が大きくなりました。

また、中間年次では、自然的土地利用の緑被面積が27%、都市的土地利用の緑被面積が73%となっており、都市的土地利用の緑被面積の占める割合が高くなってきています。

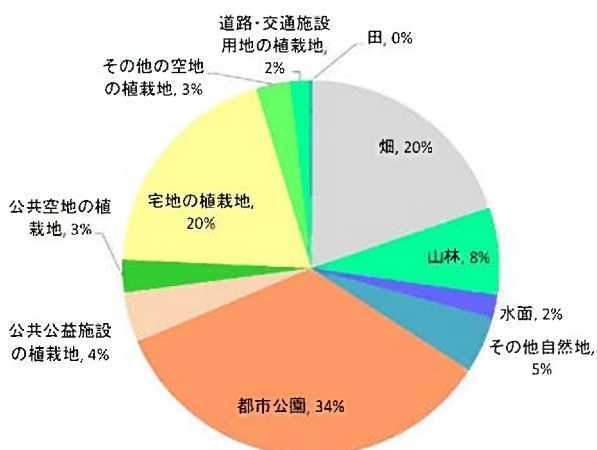


図 2-8 緑被面積の構成率（市街化区域、計画策定時）

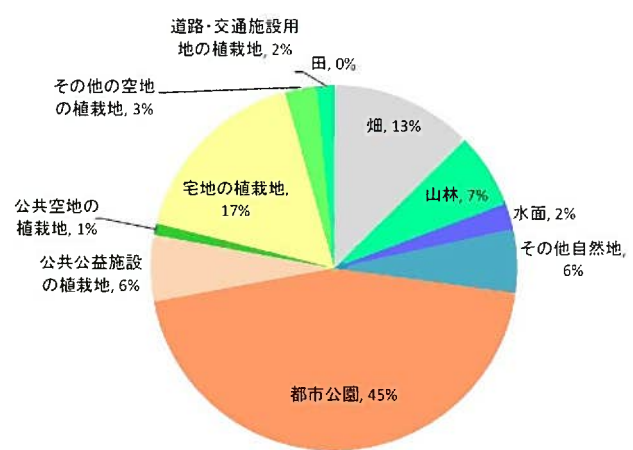


図 2-9 緑被面積の構成率（市街化区域、中間年次）

(3) その他

その他の調査結果は、以下のとおりです。

1) レクリエーション施設調査

本市のレクリエーション施設は、総合運動場や総合体育館、野球場など、市内各所に整備され、盛んに利用されています。

2) 景観調査

本市の景観は、東松山市都市計画マスタープランに記載のとおり、「全般的な景観形成方針」「景観拠点」「花とウォーキングによる景観まちづくり」からなります。

「全般的な景観形成方針」の中で市街地エリア、集落地・農地エリア、緑地エリアに分類し、エリアごとに景観形成の方針を示しています。市街地エリアでは、地区計画等を活用したゆとりある住宅地景観の維持を図ることとしています。集落地・農地エリアでは、農業振興と合わせて農地の保全と活用を促進し、田園景観の保全を図ることとしています。また、谷津田^{*}は変化に富んだ里山景観を残す存在であるため、積極的な保全を図ることとしています。緑地エリアでは、建物や構造物の立地を適正に誘導し、丘陵地の景観を維持することとしています。

「景観拠点」の中で都市景観拠点として東松山駅と高坂駅を、自然景観拠点として東松山ぼたん園や千年谷公園などの水やみどりを活かした代表的な公園・緑地を、文化的景観拠点として箭弓稲荷神社や正法寺など歴史・文化的に価値のある建物等及びその周辺をそれぞれ位置付けています。

「花とウォーキングによる景観まちづくり」においては、市全域において市民協働で実施している花いっぱい運動の継続による花とみどりに彩られた美しいまちの形成を目指しています。また、ふるさと自然のみち、ウォーキングトレイル^{*}事業で整備された施設及びまなびのみちを活用し、個性ある多様な景観を巡りながら楽しめるよう適切な維持管理を進めています。

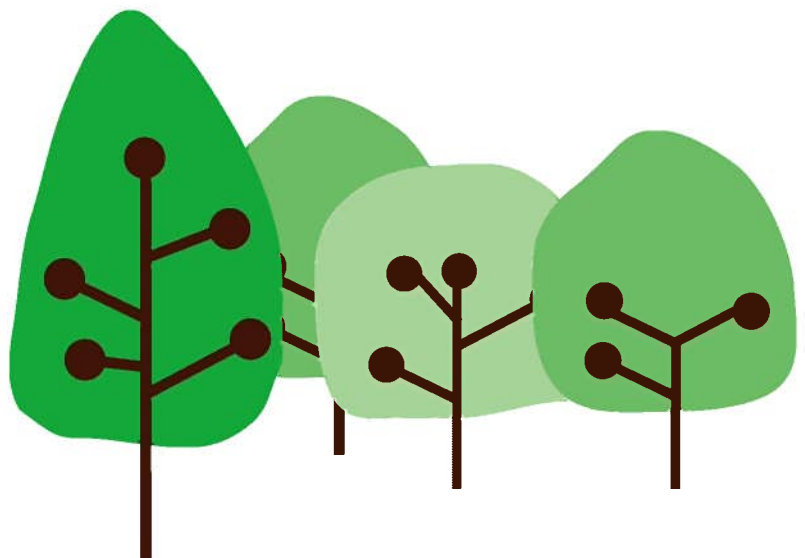
3) みどりに関する施策

- 埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例^{*}」に基づき、敷地面積 1,000 m²以上の建物の新增改築の際には、一定割合を緑化する計画の届出が義務付けられています。本市でも、平成 24 年 9 月に「東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例」が制定され、1 区域が指定されています。
- 埼玉県による里山再生事業が平成 22 年度に 4 地区、平成 23 年度に 2 地区で実施されました。また、鞍掛山周辺の雑木林^{*}や市民の森での里山再生を目的とした除草などの作業や子どもたちに自然を利用した遊びを教える活動を市民団体などが担っています。これは、河川、道路、公園など公共の場所の一定の範囲の美化活動を住民、団体、企業などが、親が子を育てるように取り組むアダプトプログラム^{*}の一部です。
- その他市民団体による里山再生・保全等の活動に対し、環境基本計画市民活動推進事業補助金を活用して支援を行っています。

※谷津田 (P80) ※ウォーキングトレイル (P74) ※ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 (P79)
 ※雑木林 (P77) ※アダプトプログラム (P74)

4) 地域防災計画に定める避難に関する計画調査

本市の地域防災計画に定められた避難地は 29 箇所（一時避難場所は 7 箇所）あり、小中学校をはじめとする地域の主要な公共公益施設が指定されています。



2-3 みどりに関するアンケート

平成24年12月に市民2,000人を対象として、みどり（緑）に関する意識調査を行いました（回収率39.0%）。アンケートは、属性（性別、年齢、居住期間、小学生以下の子どもの数、住まいの行政区）のほか、本市のみどりについて（7問）、本市の樹林地（雑木林）について（2問）、本市の公園・緑地・子供広場について（3問）の計12問と自由記入欄で構成されています。続いて、アンケートの主な結果について掲載します。

■本アンケート回答数の信頼性について

東松山市の場合、人口約90,000人であり、右記表で母集団を100,000人としても有効回答数383人となり、みどりの基本計画で実施したアンケートの回答数である779人は信頼性が高いサンプル数であるといえます。

許容誤差5% 信頼率95% の場合

母集団	有効回答数
10,000人	370人
100,000人	383人
1,000,000人	384人

（1）主な結果

主な結果として、本市のみどりについて「市全体としてのみどりの印象」、「商店街などのまちの中心部のみどりの印象」、「みどりを残す・増やす活動への参加意識」、「みどりのまちづくり推進のために市が重点的に取り組むべきこと」の4問、本市の樹林地（雑木林）について「市内の樹林地の今後のあり方」、「地元の方々による市内（地元）の樹林地の改善」の2問、本市の公園・緑地・子供広場について「公園の数に対する満足度」、「整備を重点的に取り組むべき公園の機能」の2問、及び自由記入欄における意見について掲載します。

1) 本市のみどりについて

①市全体としてのみどりの印象

市全体としてのみどりの印象に関して、「よい」「ややよい」を合わせ4割強がよいと評価しています。

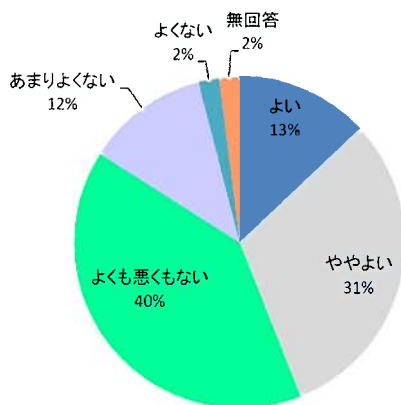


図2-10 市のみどりの現状に関する評価

②商店街などのまちの中心部のみどりの印象

商店街などのまちの中心部のみどりの印象については、全体の43%の人が、「よくない」「あまりよくない」と回答しています。

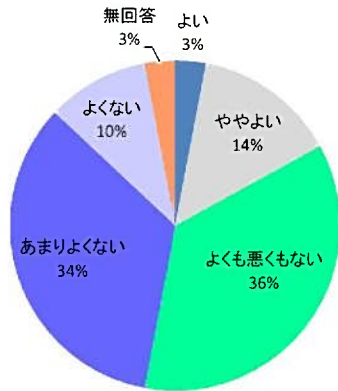


図2-11 商店街などのまちの中心部のみどり

③みどりを残す・増やす活動への参加意識

「参加したい」「できれば参加したい」とする回答者は5割で、参加意識は比較的高くなっています。

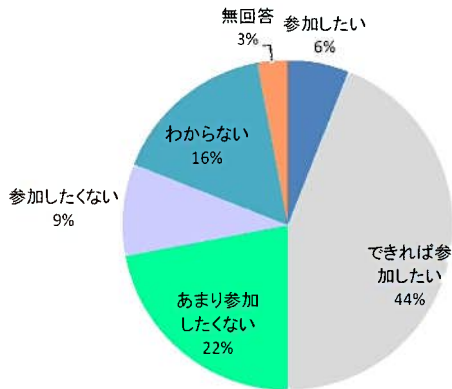


図2-12 みどりを残す・増やす活動への参加意識

④みどりのまちづくり推進のために市が重点的に取り組むべきこと

「公園や広場の整備や維持・管理」が59%と最も要望が高くなっています。

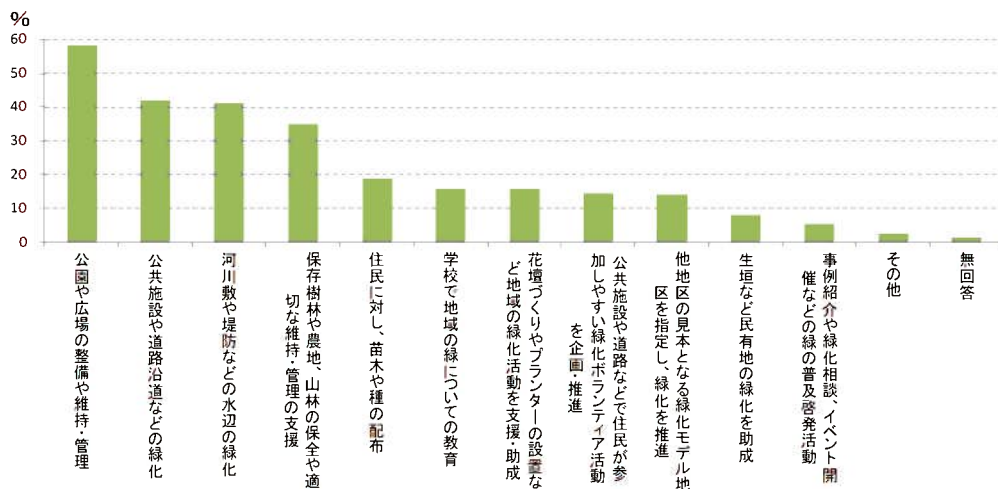


図2-13 みどりのまちづくり推進のために市が重点的に取り組むべきこと

2) 本市の樹林地（雑木林）について

①市内の樹林地の今後のあり方

「現状のままでよい」とする回答者は8%、「樹林地（雑木林）を伐採する」とする回答者が3%となっていることから、何らかの改善が必要だと考えていることがうかがえます。

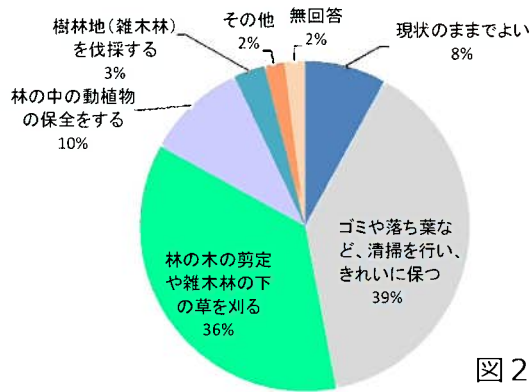


図2-14 市内の樹林地の今後のあり方

②地元の方々による市内（地元）の樹林地の改善

地元の方々の手により改善できる場合、改善していきたいかどうかについては、「思う」とする回答者が最も多く63%を占めています。「思わない」とする回答者は5%と少なくなっています。

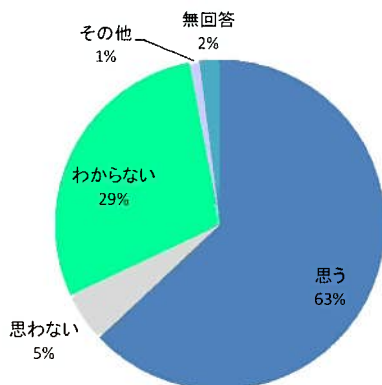


図2-15 地元の方々による市内（地元）の樹林地の改善

3) 本市の公園・緑地・子供広場について

①公園の数に対する満足度

「不満」「やや不満」と回答したのは31%であり、「満足」「やや満足」の26%と比較し、やや満足度が低いことがうかがえます。

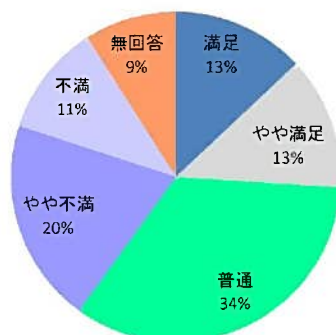


図2-16 公園の数に対する満足度

②整備を重点的に取り組むべき公園の機能

「散策やジョギングが楽しめる遊歩道」が44%と最も要望が多くなっています。

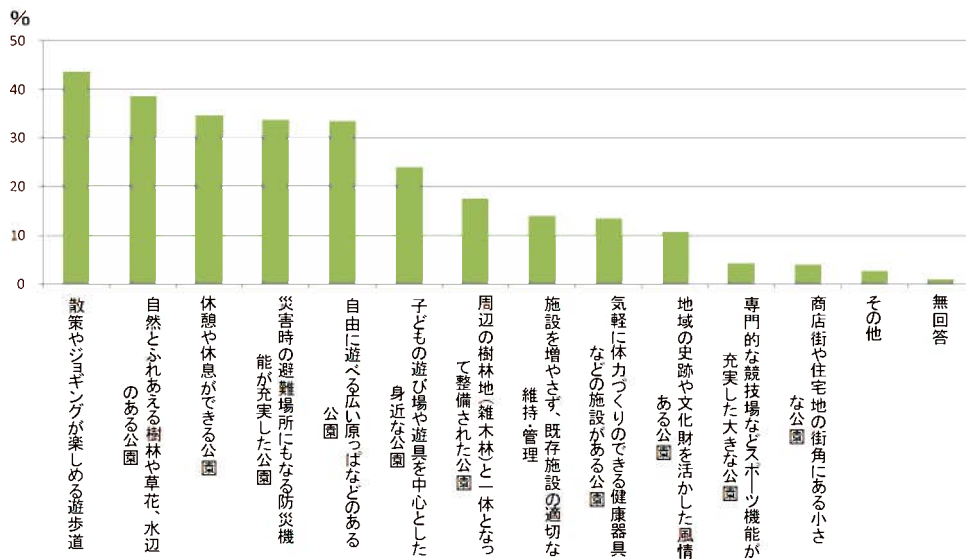


図2-17 整備を重点的に取り組むべき公園の機能

4) 自由記入欄における主な意見

河川、水辺地

- 土手の草刈りをしてほしい。
- 年々コンクリート化が進んでいる。小さな川はコンクリートで固めず、少しでも自然を残してほしい。

農地

- 使われていない田畑に雑草が多い。田んぼのあぜ道の草刈りをしてほしい。
- 荒れた休耕田に何か花を植えるとか活用を検討してほしい。

里山、雑木林など

- 全体的に管理されていない。うっそうとした荒れた感じの雑木林が目立つ。
- 雑木林が年々減少している。市内の樹林地は伐採せず、保全を望む。

史跡など

- 史跡大谷瓦窯跡に公園がほしい。

公園、広場など

- 家の近くに公園がほしい。
- 子どもが遊ぶ遊具が少なく、場所も狭い。
- 高齢者が元気に安心して歩ける公園、樹林地を整備してほしい。
- 災害時に避難できる公園を整備する。
- 公園がどこにあるのかよくわからない。

まちなかのみどり

- 花いっぱい運動は続けてほしい。花は年間を通して楽しめるようにする。
- 駅周辺のみどりが少ないように思う。
- まちなかに花壇づくりやプランターの設置などしてみどりを増やしてほしい。

その他

- みどりは整備され人々の活用があって有効なものだと思う。
- 自然豊かなみどりをそのままに遊歩道を作り遊べるようにしたらよい。
- 自然が多く、立派な樹木もたくさんあると思うのだが、余り知られていないような気がする。
- 市役所にみどりの募金箱を設置する。

(2) まとめ

みどりに関するアンケートの調査結果についてまとめます。

本市のみどり全般について

- 本市のみどりに対する全般的な評価は、概ね「良い」としている。
- 商店街などまちの中心部のみどりの評価は、余り良くない。
- みどりに関する活動への参加意識は比較的高い。
- みどりに関する市が取り組むべき施策について、要望が高いものとしては、①公園や広場の整備や維持・管理、②公共施設や道路沿道などの緑化、③河川敷や堤防などの水辺の緑化がある。

本市の樹林地（雑木林）について

- 今後の樹林地（雑木林）のあり方については、「現状のままでよい」という回答は少なく、何らかの整備が必要と考えている市民が多い。
- 特に、ゴミや落ち葉の清掃、木の剪定や下草刈りについて改善が必要との意見が多い。
- 地元の樹林地を地元で改善できる場合、改善していきたいと思っている市民が多い。

本市の公園（緑地、子供広場を含む）について

- 公園の数については、「普通」との回答が最も多いものの、「不満」「やや不満」と答えた人が次いで多く、身近に親しめる公園が少ないと考える人が少なからずいることがうかがえる。
- 今後の取り組むべき公園の機能に関しては、①散策やジョギングが楽しめる遊歩道、②自然とふれあえる樹林や草花や水辺のある公園、が多く、親しみのある公園の機能に関する期待感が大きいことがうかがえる。



2-4 調査結果の整理

本市のみどりについて、第1章で設定したみどりの機能（役割）ごとに、これまでの社会的条件調査や自然的条件調査、また、みどりの現況調査やみどりに関するアンケート調査の結果を整理します。

（1）環境保全機能に資するみどりの現況と評価

快適な生活環境の創出や都市環境の維持改善に資するみどりとして、まちなかの社寺林、個人宅の庭木・生垣などがありますが、これらの管理不足が指摘されています。

また、市街化調整区域の農地と市街化区域の生産緑地も、環境保全機能に資する貴重なみどりです。近年、所有者（農業者）の高齢化や離農などにより、耕作されなくなった農地や、都市的土地利用へ転換した農地や生産緑地が増えています。

（2）レクリエーション機能に資するみどりの現況と評価

日常的なレクリエーションの場の創出や、自然とのふれあいの場の創出に寄与するみどりとして、東松山ぼたん園、千年谷公園をはじめとする都市公園や、東松山市農林公園、岩鼻運動公園内の陸上競技場などの公園・広場があります。

現況では、都市公園に関して、高坂丘陵地区での市民の評価が高い一方、特に市郊外部での身近な公園などに関する設置の要望があります。一人当たりの公園面積が19.02㎡で埼玉県内40市中第4位であるにもかかわらず、このような要望がある背景には、遊具が充実した公園や、子どもが元気良く遊べる空間が確保された公園、また高齢者が安心して寛げる公園が少ないことが考えられます。

（3）防災機能に資するみどりの現況と評価

災害時の延焼防止や一時避難場所にもなるオープンスペース*の確保に資するみどりとして、都市公園をはじめ市街化区域内の生産緑地、街路樹や道路わきの花壇、ポケットパーク*などがあります。また、災害時の一時遊水地的な機能を果たすみどりとして、市街化調整区域の農地などがあります。現況では、都市的土地利用への転換による減少や、農業者の高齢化などによる離農により、機能が縮小しているところが増えています。

近年頻発している地震や集中豪雨を十分認識して、保全管理を進めていく必要があります。

（4）景観形成機能に資するみどりの現況と評価

景観形成機能の一つであるシンボルとなるみどりとして、大谷瓦窯跡や青鳥城跡、物見山岩殿観音の勝などの史跡と、箭弓稻荷神社や正法寺などの境内地があります。毎年11月に開催される日本スリーデーマーチをはじめとするイベントや各地域の祭りとともに人々に親しまれています。

*オープンスペース（P74）※ポケットパーク（P79）

一方、都市的な景観の創出に資するみどりとして、公共施設の花木や街路樹、花いっぱい運動による花壇の植栽などがあり市民の目を癒してくれます。高坂ニュータウンは、平成9年の国交省主催の都市景観100選に選定されるなど、みどり豊かな都市景観が市民にも高く評価されています。

また、市民の森の保全とともに、岩殿地区の谷津田を活かした地域おこしのプロジェクトにより、昔懐かしい風景を再生し、未来へつなぐ試みがなされています。

(5) 生物多様性の確保機能に資するみどりの現状と評価

生物多様性の確保機能に資するみどりとして、越辺川や都幾川をはじめとする河川・水辺地があります。土手の草刈りなど、みどりの維持管理の徹底や、自然を残す形での河川改修を望む声が多くなっています。

一方、上唐子ホタルの里をはじめとする市内各地に点在する里山や雑木林があります。生態系の保全として貴重なみどりを構成する一方で、その減少や管理不足に対する指摘が多数みられます。

(6) みどり全般に関する現状と評価

東松山市全域の緑被率は21頁表2-6のとおり、それぞれ、市街化区域23.5%、市街化調整区域63.1%、市全域56.4%でした。緑被率の算定方法は自治体により異なることから、一概に比較は困難ですが、本市内に目を向けると、市全域で5割強であるのに対して、市街化区域は2割強と、市街地でみどりが少ないことが指摘されます。

10頁図2-2の土地利用の推移における田、畑、池沼、山林、及び原野の合計は37年前に比べて、約28%減っています。

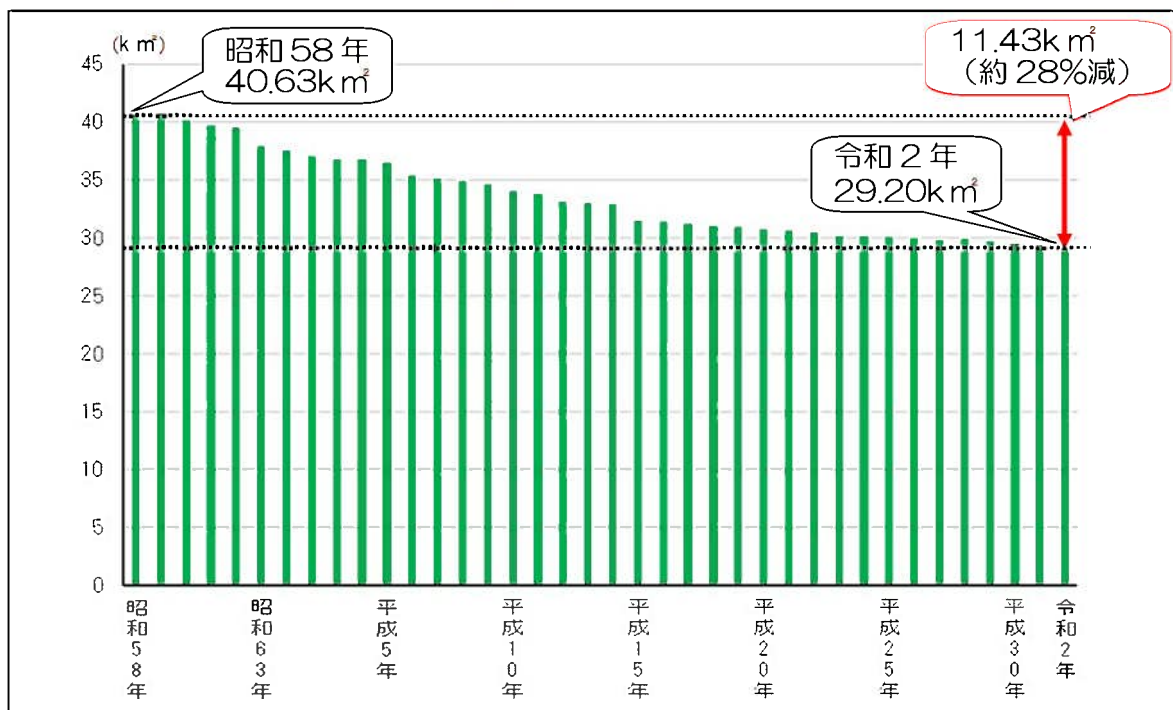


図2-18 田、畑、池沼、山林、及び原野の合計の推移



2-5 課題の整理

これまでの社会的条件調査や自然的条件調査、また、みどりの現況調査、みどりに関するアンケート調査の結果から、本市のみどりの課題について、みどりの種別ごとに整理したものを表2-7に示します。

表2-7 本市のみどりに関する課題

対象となるみどり	課題の内容
河川、水辺地	<ul style="list-style-type: none"> ●河川、水辺に関する親水性の向上とレクリエーション空間としての活用 ●自然を残す形での河川改修
農地	<ul style="list-style-type: none"> ●保水や遊水機能の維持に向けた市街化調整区域の農地の保全と活用 ●農用地の維持管理を通じた耕作放棄地の解消 ●農業祭などのイベントの開催や直売所の整備などによる農業の一層の推進
里山、雑木林など	<ul style="list-style-type: none"> ●稀少種の保全並びに生物多様性の確保に配慮したみどりの保全 ●里山や雑木林のレクリエーション空間としての活用 ●里山や雑木林の暮らしへの利用 ●市民協働*による里山や雑木林及び社寺林の保全管理
史跡など	<ul style="list-style-type: none"> ●史跡などの維持管理 ●史跡や名勝と一体となったみどりの維持管理
公園、広場など	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで利用しやすい生活に身近な公園、広場などの適正な配置と確保 ●生物多様性の確保などに資するみどりの保全 ●公園、広場などみどりの維持管理 ●公園、広場、生産緑地など一時避難場所にもなるオープンスペースの確保
まちなかのみどり	<ul style="list-style-type: none"> ●花壇づくりなど、市民協働による駅周辺をはじめとする市街化区域の緑化の推進 ●公共施設の緑化による、潤いある都市景観の創出 ●市街化区域内の住宅地などの緑化の推進
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮したみどりの保全 ●河川堤防周辺や名勝地における遊歩道、散策路及び休憩施設などの確保 ●史跡や名勝と一体となったみどりの活用に向けた散策路や休憩施設の確保 ●みどりの活用に向けた、イベントの開催 ●史跡や公園などのみどりの情報周知 ●みどりの保全や創出を進めるうえでの、財源の確保

注) 表の課題の内容欄で網掛けした箇所については、重要課題に関するものを示している。

*市民協働 (P76)

続いて、表2-7に掲げられた課題のうち、みどりに関するアンケート調査から得られた意見の傾向を捉えた結果、多数見られた次の三つを重要な課題として位置付けます。

1) 里山・雑木林の保全と再生

本市の特徴的なみどりである水辺地と丘陵部の間に分布する斜面樹林や鎮守の杜[※]などの里山や都市公園内にある雑木林は、みどりの重要な役割の一つである生物多様性の確保に資するみどりとしても貴重な存在です。

近年、これらのみどりは、住宅地の拡大やゴルフ場建設などにより少しずつ減少し、また、現在残っているものについても、多くの市民から管理不足が指摘されています。

今後とも、生物多様性の確保をはじめ、土砂流出防止や水源涵養[※]、災害時の保水・遊水機能など、多様な機能を有する里山や雑木林を、本市の代表的なみどりとして維持していくためにも、「里山・雑木林の保全と再生」が一つ目の重要課題となります。

2) まちなかにおける潤いあるみどりの創出

まちなかにおけるみどりは、都市に潤いをもたらすと同時に、気温の上昇を抑制したり、災害時の延焼防止や一時避難場所になるなど、貴重な役割を果たしています。しかし、市全体でのみどりは豊かという市民の評価に比べ、まちなかにみどりが少なく、公共施設や駅前広場の緑化を進めてほしいといった意見が多くありました。

今後、東松山市のみどりのまちづくりを進めていくには、市周辺部の豊かなみどりの保全と合わせて、まちなかである市街化区域内にも管理が十分に行き届くような潤いあるみどりの創出が不可欠です。

そこで、公共施設の緑化や街路樹の植樹、駅前広場の花壇などへの花の植栽の推進など、「まちなかにおける潤いあるみどりの創出」が二つ目の重要課題となります。

3) みどりに関する情報の周知とみどりの一層の活用

自然豊かなみどりをそのままに、遊歩道を作り遊べるようにしたらよい、公園がどこにあるのかわからない、といった意見が多くありました。

今後、市民の憩いの場としての自然豊かなみどりや、公園などの整備されたみどりを十分に活かし、市民や観光客に親んでもらうためにも、遊歩道や散策路、休憩所などの整備や、イベントでのより一層の活用、みどりの情報の周知が不可欠です。

そこで、「みどりに関する情報の周知とみどりの一層の活用」が三つ目の重要課題となります。

上記の重点的な解決を図るため、みどりのまちづくりの方向性と目標を定め、施策を展開してまいります。

※鎮守の杜（P78）※水源涵養（P77）